

地権者情報提供の要領

制 定 平成26年1月31日 都地ま第1844号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要領は、横浜市地域まちづくり支援制度要綱（以下「支援制度要綱」という。）第24条に定める地域まちづくり活動支援事業の実施に関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この要領における用語の定義は、支援制度要綱の例による。

（対象活動）

第3条 この要領において、地域まちづくり活動支援事業の対象となる活動は、土地及び建物の所有者並びに借地権者の情報（以下「地権者情報」という。）の収集及び地域まちづくり団体に対する提供とする。

（支援の申請）

第4条 支援制度要綱第24条の地権者情報の提供を受けようとする者は、地権者情報提供申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、活動計画書を添付しなければならない。

（支援の決定）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、支援が適正であるかを調査し、地権者情報の提供をすべきと認めたときは、速やかに支援の決定をするものとする。

2 市長は、前項の調査の結果により、地権者情報の提供をしないことと決定したときは、前条の申請をした者（以下「申請者」という。）に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

（支援の決定の通知）

第6条 市長は、前条の地権者情報の提供を決定したときは、申請者に対し、地権者情報の提供を利用することのできる期間及び条件等を記載した地権者情報提供の決定通知書（第2号様式）を交付するものとする。

（実績報告）

第7条 前条で決定した地権者情報の利用を完了したときは、速やかに地権者情報提供における実績報告書（第3号様式）により市長に報告しなければならない。

（地権者情報の使用制限等）

第8条 市から地権者情報を提供された地域まちづくり活動団体は、当該情報を横浜市地域まちづくり活動支援事業実施要領第3条第1項の各号に掲げる活動以外に使用してはならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の地権者情報の使用状況に関し、当該

地域まちづくり活動団体から報告を求めることができる。

3 市長は、地権者情報を提供された地域まちづくり活動団体が第1項に違反したときは、速やかに地権者情報の返還を命ずるものとする。

4 前項の地権者情報の返還を命ぜられた地域まちづくり活動団体は、以後、支援制度要綱による支援を受けることができないものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、都市整備局長が定める。

附 則

この要領は、平成26年1月31日から施行する。